

**NHK の放送を視聴することができないフィルターの付いたテレビの設置者は
放送受信契約締結義務を負うとされた事例**

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 3 年 2 月 24 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ネ）第 2643 号
【事 件 名】 放送受信契約締結義務不存在確認請求事件
【裁 判 結 果】 取消
【参 照 法 令】 放送法 64 条 1 項
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571441

立命館大学教授 谷江陽介

事実の概要

X は、インターネット上で、筑波大学のシステム情報系准教授 A が Y（NHK）の放送の信号のみを減衰する付加機器を開発していることを知り、同人に連絡を取った。その上で、X は、平成 30 年 10 月 1 日、A が代表理事を務める特定非営利活動法人言論責任保証協会から、本件テレビを 3000 円で購入し、自宅に設置した。

A は、X への販売に先立ち、市販されている加工元テレビをインターネットオークションにおいて 3000 円で購入した上で、フィルター（以下、「本件フィルター」）を取り付ける加工を行い、本件テレビを製作した。加工の結果、本件テレビは、民間放送事業者の放送の信号については問題なく受信することができるが、Y の放送の信号については極めて微弱にしか受信できないため、Y の放送を視聴することはできない。

X は、本件テレビを破壊することなく本件フィルターを取り除くことはできないことから、本件テレビは放送法 64 条 1 項の定める受信設備には当たらないとして、Y との間で放送受信契約（以下、「受信契約」）を締結する義務が存在しないことの確認を求めた。

原審（東京地判令 2・6・26LEX/DB25570998）は、X の請求を認容した。「放送法は、『協会の放送を受信することのできる受信設備』と明文で規定しているのであって、Y の放送を受信することはできないが民間放送事業者による放送を受信することのできる設備であればこれに当たると解するのは、文理上採用できない解釈と言わざるを得ない。

放送法における放送二元体制において公共放送を担う Y の役割に鑑みても、受信料が一種の負担金の性質を有し、法の定める要件を満たす場合には Y との間で放送受信契約の締結義務を負わせるという放送法の仕組みに照らせば、明文に反して義務の範囲が広がるような法解釈は、相当とはいえない」として、本件テレビが Y の放送を受信することのできる受信設備と認められない以上、X に受信契約締結義務はないと判断した。Y 控訴。

判決の要旨

取消。

本判決は、本件テレビについて、ブースターを用いる方法、もしくは、TV ケーブルを本件フィルターを通さずにチューナーに直結させる方法により、Y の放送を受信し、視聴することのできた。その上で、受信契約の強制的締結を認めた最大判平 29・12・6（民集 71 卷 10 号 1817 頁）（以下、「最高裁大法院判決」）を引用して次のように判示した。

「放送法が Y と民間放送事業者との二本立て体制の下、現実に Y の放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより Y の放送を受信することのできる環境にある者に広く負担を求め、Y との受信契約を強制できる仕組みを採用していることからすれば、放送法 64 条 1 項の『協会の放送を受信することのできる受信設備』とは、Y のテレビジョン放送を受信することのできる受信機としての機能を有する設備と解され、仮に同機能を有するテレビジョン受信機に Y の放送

のみを受信することを不可能にする付加機器を取り付けるなどして、Yの放送を受信することができない状態が殊更に作出されたとしても、当該付加機器を取り外したり、当該付加機器の機能を働かせなくさせたりすることにより、Yの放送を受信することのできる状態にすることができる場合には、その難易を問わず、当該テレビジョン受信機は上記機能を有するものとして、放送法64条1項所定の受信設備と解するのが相当であり、これを設置した者は同項所定のYの『放送を受信することのできる受信設備を設置した者』に当たるといふべきである。

Xは、放送法64条1項は、放送受信契約の締結義務を生じさせ、個人の契約の自由を制限するものであるから、同項の解釈は文言に即して厳格にすべきであるとし、同項の該当性について、実際にYの放送を視聴することができるか、簡単に視聴できたり、できなくさせたりすることができるかにより判断すべきと主張するが、Yに対する受信料負担を免れるなどの目的で、テレビジョン受信機に上記のような工作がされた場合に、このような緩やかな基準でYとの受信契約締結義務を免れると解することは、放送法の上記仕組みの下、Yの財政的基盤を確保するための実効性ある手段として認められた同法64条1項の趣旨に沿うものとはいえず、採用することはできない。」

判例の解説

一 問題の所在

本件では、NHKの放送のみを受信することを不可能にする付加機器¹⁾の付いたテレビを設置した者は「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」に当たるとのか、放送法64条1項²⁾の要件該当性が争点となった³⁾。

本判決は、NHKの放送⁴⁾を受信することのできる状態にすることができる場合には、その難易を問わず、同項の「受信設備」に当たるとしてXの受信契約締結義務を認めた。本判決と原判決は真逆の結論を導いているところ、両判決は受信契約の締結強制という仕組みをどう位置づけるのかという点で考え方を大きく異にしており、この点が要件該当性の判断と関連しているように思われる。以下では、両判決の対立点を掘り下げた上で、最高裁大法廷判決との関係にも留意しながら要件

該当性について検討を進めることとする。

二 本判決と原判決の対立点

1 復元可能性

本件テレビは、放送の信号については極めて微弱にしか受信できないため、放送を視聴することはできない状態にある。そこで、①ブースターを用いる方法、もしくは、②TVケーブルを本件フィルターを通さずにチューナーに直結させる方法により、放送を受信し、視聴することができる状態に復元できるのかが争われた。

本判決は、①もしくは②の方法により、放送を受信し、視聴することができるかと判断した。①の点については、ブースターの入手は容易であるから（4000円弱で市販されている）、Xがブースターを保有していないとしても判断を左右しない旨述べている。これに対して、原判決は、Xが①のブースターを所有しているとか、使用しているという立証は全くないこと、②の方法が可能であることを直ちに認めることはできないことから、本件テレビを放送を受信することのできる状態に復元することは少なくとも困難であると判断した。

2 両判決の背後にある考え方

(1) NHKの主張

それでは、復元可能性について本判決と原判決が異なる判断をしたのはなぜなのだろうか。NHKの主張を示した上で、両判決の背後にある考え方を整理する。NHKの主張は、[a]法の趣旨に着目した解釈論、[b]基本的構造論、[c]意図的作出・利用論の3点である。

[a]法の趣旨に着目した解釈論は、放送二元体制下のNHKの役割に照らし、受信設備設置者がNHKの財政的基盤を等しく分かち合っ担うべきものとする法の趣旨から、64条1項の「受信設備」には、放送を受信する可能性を有する受信設備が全て含まれるとの主張である。

[b]基本的構造論は、テレビのモニター部分とチューナー部分という基本的構造は放送を受信することのできる市販のテレビと全く同様に維持されているから、放送を受信することのできる受信設備に当たるとの主張である。

[c]意図的作出・利用論は、NHKの放送のみを視聴することのできない状況を意図的に作出した者は受信契約締結義務を負うとの考え方を前提

とした上で、本件テレビがNHKの放送のみを視聴することができない状態にあることを認識しながらこれを購入し設置したXも、同項の潜脱を試みる者であるから、受信契約締結義務を負うとの主張である。

(2) 本判決の立場

本判決は、NHKの主張に沿った解釈をしている。まず、最高裁大法廷判決を詳細に引用した上で、NHKと民間放送事業者との二本立て体制の下、現実には放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することにより放送を受信することができる環境にある者に広く負担を求め、受信契約を強制できる仕組みを採用していることを強調する（[a]の部分）。この法の趣旨を踏まえて、「協会の放送を受信することのできる受信機」を放送を受信することのできる受信機としての機能を有する設備と解し、付加機器を取り外したり、付加機器の機能を働かせなくさせたりすることにより、放送を受信することのできる状態にすることができる場合には、その難易を問わず、当該テレビジョン受信機は上記機能を有するものとしている（[b]の部分）。また、本判決は、「受信料負担を免れるなどの目的で、テレビジョン受信機に上記のような工作がされた場合に」、実際に放送を視聴することができるか否かという基準で受信契約締結義務を免れるとすることについて、64条1項の趣旨に沿うものとはいえないとしている（[c]の部分）。

本判決は、放送を受信することができる環境にある者に広く負担を求めるという法の趣旨を解釈の出発点としており、放送の信号について極めて微弱にしか受信できないテレビであっても、復元可能性が認められるのであれば（その難易を問わない）、その設置者は受信契約締結義務を負うとする。その背景には、意図的に微弱にしか受信できなくした（その状態を利用した）者の主観的側面によって締結義務の対象外となり、受信料を支払わない逃げ得を許す結果となることに対する否定的な評価がある。この観点から、復元可能性の範囲を広く捉えているものと考えられる。

(3) 原判決の立場

これに対して、原判決は、[a]～[c]の点を連関させる解釈に懐疑的である。[a]の点について、放送二元体制において公共放送を担うNHKの役割に鑑みても、受信料が一種の負担金の性質

を有し、法の定める要件を満たす場合には受信契約締結義務を負わせるという仕組みに照らして、「明文に反して義務の範囲が広がるような法解釈は、相当とはいえない」と判示した。次に、[b]の点について、本件テレビを用いて放送を受信しようとする場面においては、モニター部分がチューナー部分が故障によって受信機能を喪失した場合と何ら変わるところがないことから、「基本的構造がどうであれ」本件テレビを用いて放送を受信することはできないとした。続いて、[c]の点について、「Xがどのような意図をもって本件テレビを設置したものであれ」現に本件テレビが放送を受信することのできる受信設備と認められない以上、受信契約締結義務を負わないと判断した。

原判決は、法の定める要件を満たす場合には、受信設備設置者に対して受信契約締結義務を負わせるという仕組みに着目して、明文に反して義務の範囲が広がらない解釈の必要性を示している。この解釈は、64条1項の要件を満たせば受信契約の強制的締結という効果が導かれることを踏まえ、その強制を導く前提条件である要件面の解釈を厳格にすべきとするものである。この観点から、復元可能性の範囲を狭く捉えているものと考えられる。

3 小括

本判決は、法の趣旨に着目した解釈をした結果、文理解釈からの一定の乖離を認める結論を導き出している。本件テレビは、放送の信号を微弱にしか受信できず、放送を視聴できない状態にあるところ、「受信設備」とは、通常の中継線により放送を視聴し得る程度に放送の信号を受信できる構造を有する受信設備のことであり（原判決）、本件テレビがこの典型的な受信設備と異なることは明らかである。NHK側の意見書を執筆した高木光教授も、NHKの主張について、「現に協会の放送を視聴できる状態になくても、受信契約締結義務が生じるという点で、『文理解釈』からの一定の乖離を含むものである」ことを認めているところである⁵⁾。

要件該当性が認められれば受信契約の強制的締結が導かれるという性格（契約自由を根本から制限するという性格）を踏まえれば、法の趣旨は文理解釈からの乖離を認める根拠となり得るのかを慎

重に検討する必要がある。

三 最高裁大法廷判決の争点と本件争点の異同

従来、受信契約を締結しない受信設備設置者に対して、NHKは受信契約の強制的締結を求めることができるのが争われてきた。具体的には、64条1項の「契約をしなければならない」という文言について、受信設備設置者に対する私法上の義務を定めた規定なのか（強制的締結肯定説）、訓示規定にすぎないのか（強制的締結否定説）が問題となる。最高裁大法廷判決は、法の趣旨に着目した解釈をしており、放送二元体制下の公共放送機関としての役割、受信料を通じた財政的基盤の確保、受信設備設置者に対する公平負担の必要性等から、受信契約の強制的締結を認めた。

確かに、最高裁大法廷判決の場面と本件場面とは、受信契約締結義務の有無が争われている点で共通している。しかし、前者では効果論、後者では要件論と問われている事柄が異なっている点に注意が必要である。最高裁大法廷判決の場面では、同項の効果をどう解するのが争われている。放送法上、契約締結に応じなかった場合の効果を定めた明文の規律は存在しない。そのため、最高裁大法廷判決は、法の趣旨を踏まえた解釈の結果、受信契約の強制的締結を認めるという結論を導き出している。これに対して、本件では、同項の要件面をどう解するのが問われているのであって、要件部分については「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」という形で明文の規律が存在している。

同項の要件を満たして初めて、受信契約の強制的締結という効果が生じることは、論を俟たない。本件では、受信契約の基礎をなす「受信」、「受信設備」という明文の要件を満たしているのかが問われている。最高裁大法廷判決は、受信契約の強制的締結を認めたものの、「基本的には、原告〔筆者注：NHK〕が、受信設備設置者に対し、同法に定められた原告の目的、業務内容等を説明するなどして、受信契約の締結に理解が得られるように努め、これに応じて受信契約を締結する受信設備設置者に支えられて運営されていくことが望ましい」という点を指摘している。同判決が留意するように、任意の契約締結が原則であり、受信契約の強制的締結が例外的な場合であるのはいうまでもない。

したがって、受信契約の成立には、本来的な形として——承諾の意思表示を命ずる判決による形式的な合意ではなく——当事者間の実質的な合意が必要であるという点に立ち戻った解釈がなされなければならない。同項の効果として受信契約の強制的締結を認めること自体が例外的な取扱いなのであって、この例外を認めるために要件面を柔軟に広く解することには疑問がある。同項の要件面については、明文に即した厳格な解釈がなされる必要がある⁶⁾。

四 結語

以上の検討の結果、法の趣旨は文理解釈からの乖離を認める根拠とはなり得ないことが明らかとなった。明文に反して義務の範囲が広がる解釈を否定した原判決の判断が妥当である。本判決は、法の趣旨を打ち出の小槌として64条1項の骨格をなす「受信」要件を形骸化させた点で、大きな問題を内包する判決である。

仮に、受信料逃れの悪性を重くみるのであれば、放送法の改正（例えば、「受信」、「受信設備」の該当範囲の明確化）という形で措置を講じるのが本筋であるように思われる。現状の規律のもと、同法の解釈という形で解決しようということ自体に問題があることを指摘しておきたい。

●——注

- 1) このフィルターは、「イラネッチケー」と呼ばれることもある。
- 2) 以下、放送法を「法」、放送法64条1項を「64条1項」と表記する。
- 3) 同種事案として、フィルターを取り付けたことによりNHKの放送を受信できなくなったとして受信契約の解約を求めた事案において、テレビが設置されているという外形的事実には変わりはなく、復元工事等により同放送を視聴できるとして、解約を認めなかった裁判例がある（東京地判平28・7・20LEX/DB25543541）。
- 4) 以下、「NHKの放送」を「放送」と表記する。
- 5) 高木光「行政法学からみた受信契約締結義務・補論（上）——カットフィルター事件を素材として」自研97巻3号（2021年）5頁。文理解釈からの一定の乖離を認めつつ、「解釈論においては、様々な『参照事項』が要請されるから、『文理に反する』からという理由だけでその妥当性が否定されるものではない」としてNHKの主張を補強する。
- 6) 詳しくは、谷江陽介「本件原審判批」判例秘書ジャーナル（データベース掲載）（2020年）1頁参照。